

# 島根県報

平成16年 5月25日 (火)

第 1 575 号

( 毎週火・金曜日発行 )

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則 ( 農 業 経 営 課 ) 1

### 告 示

平成16年 6月定例県議会の招集 ( 財 政 課 ) 2

平成16年度地方の臨時種畜検査の実施 ( 畜 産 振 興 課 ) 2

土地改良区の役員の就任及び退任 ( 農 村 整 備 課 ) 2

公有水面埋立免許の出願 ( 港 湾 空 港 課 ) 3

道路の位置の指定 ( 建 築 住 宅 課 ) 6

建築基準法の規定に基づく道路の指定 ( " ) 6

### 訓 令

島根県職員被服等貸与規程の一部改正 ( 職 員 課 ) 6

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 ( 環 境 生 活 総 務 課 ) 7

平成16年度毒物劇物取扱者試験の実施 ( 薬 事 衛 生 課 ) 7

### 公企訓令

木都賀ダム操作規程の一部改正 ( 企 業 局 ) 9

## 公布された条例等のあらまし

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則 ( 規則第50号 )

### 1 規則の概要

園芸課程の入学定員を20人、畜産課程の入学定員を10人とした。( 第 2 条関係 )

### 2 施行期日

平成17年 4月 1日から施行することとした。

規

則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第50号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則 ( 昭和57年島根県規則第52号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「30人」を「20人」に、「20人」を「10人」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第568号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定に基づき、平成16年6月7日定例県議会を松江市に招集するので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第569号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成16年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成16年5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成16年6月15日から平成17年3月31日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

大原郡大東町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 安立 彰 大原郡大東町大字下久野184番地  
内田 孝志 大原郡大東町大字仁和寺1674番地 1  
鶴原 達夫 大原郡大東町大字新庄392番 2 地  
永井 蔵 大原郡大東町大字畑鶴832番地  
藤原 暲 大原郡大東町大字上佐世659番地  
福間 厚 大原郡大東町大字中湯石988番地  
三原 義章 大原郡大東町大字東阿用276番地

監事

- 稲田 弘 大原郡大東町大字幡屋346番 1 地  
藤原 重達 大原郡大東町大字北村95番地

2 就任年月日

平成16年4月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

森山 泰治 大原郡大東町大字大東1087番地  
稲田 弘 大原郡大東町大字幡屋346番 1 地  
藤原 暲 大原郡大東町大字上佐世659番地  
三原 義章 大原郡大東町大字東阿用276番地  
落合 哲夫 大原郡大東町大字下久野717番地 1  
森山 貞吉 大原郡大東町大字北村193番地

## 監事

鶴原 達夫 大原郡大東町大字新庄392番 2 地  
藤原 重達 大原郡大東町大字北村95番地

## 島根県告示571号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から 3 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 出願人

島根県 島根県知事 澄田信義

## 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

平田市河下町字祖父谷尻 1 番地及び13番地の地先公有水面

## イ 区域

- ①の地点 青木平三等三角点（北緯35度25分26秒506、東経132度43分15秒240、標高343.14m）から53度40分46秒3762.83mの地点
- ②の地点 ①の地点から351度27分54秒9.24mの地点
- ③の地点 ②の地点から82度34分34秒16.77mの地点
- ④の地点 ③の地点から77度54分42秒15.55mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から164度43分59秒2.34mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から74度44分00秒3.34mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から344度43分59秒2.88mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から74度10分57秒3.99mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から163度32分14秒0.70mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から72度21分32秒2.18mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から72度43分57秒3.74mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から70度24分29秒12.99mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から67度50分40秒22.70mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から67度13分25秒17.06mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から67度42分17秒4.31mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から337度35分57秒1.52mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から67度35分57秒7.68mの地点

- ⑬の地点 ⑦の地点から157度15分20秒2.91mの地点
- ⑭の地点 ⑧の地点から67度15分23秒2.44mの地点
- ⑮の地点 ⑨の地点から67度15分20秒5.56mの地点
- ⑯の地点 ⑩の地点から67度15分20秒15.44mの地点
- ⑰の地点 ⑪の地点から67度15分20秒4.80mの地点
- ⑱の地点 ⑫の地点から170度20分49秒0.47mの地点
- ⑲の地点 ⑬の地点から67度15分20秒3.95mの地点
- ⑳の地点 ⑭の地点から350度18分43秒0.47mの地点
- ㉑の地点 ⑮の地点から66度23分41秒15.81mの地点
- ㉒の地点 ⑯の地点から64度19分40秒14.08mの地点
- ㉓の地点 ⑰の地点から157度15分14秒2.24mの地点
- ㉔の地点 ⑱の地点から244度45分17秒14.08mの地点
- ㉕の地点 ㉑の地点から245度30分23秒16.25mの地点
- ㉖の地点 ㉒の地点から245度52分59秒3.76mの地点
- ㉗の地点 ㉓の地点から245度33分35秒4.56mの地点
- ㉘の地点 ㉔の地点から245度18分29秒15.45mの地点
- ㉙の地点 ㉕の地点から244度41度30秒5.57mの地点
- ㉚の地点 ㉖の地点から242度37度08秒14.49mの地点
- ㉛の地点 ㉗の地点から245度43分23秒17.07mの地点
- ㉜の地点 ㉘の地点から247度49分54秒22.93mの地点
- ㉝の地点 ㉙の地点から250度51分17秒13.31mの地点
- ㉞の地点 ㉚の地点から243度28分01秒3.86mの地点
- ㉟の地点 ㉛の地点から250度15分03秒2.61mの地点
- ㊱の地点 ㉜の地点から252度09分46秒3.24mの地点
- ㊲の地点 ㉝の地点から255度43度42秒19.99mの地点
- ㊳の地点 ㉞の地点から257度04分10秒17.21mの地点

ウ 面積

928平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

平田市河下町字祖父谷尻 1 番地及び13番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とケの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 青木平三等三角点 ( 北緯35度25分26秒506、東経132度43分15秒240、標高343.14m ) から53度46分31秒3759.52mの地点

イの地点 アの地点から351度27分54秒17.07mの地点

ウの地点 イの地点から82度10分38秒16.75mの地点

エの地点 ウの地点から77度59分42秒14.51mの地点

オの地点 エの地点から344度43分45秒2.14mの地点

カの地点 オの地点から74度43分45秒5.34mの地点

キの地点 カの地点から164度43分45秒0.93mの地点

クの地点 キの地点から69度29分07秒2.62mの地点

ケの地点 クの地点から105度05分11秒2.97mの地点

コの地点 ケの地点から72度43分59秒3.73mの地点  
サの地点 コの地点から70度24分27秒12.97mの地点  
シの地点 サの地点から67度50分30秒22.68mの地点  
スの地点 シの地点から67度13分37秒17.06mの地点  
セの地点 スの地点から67度42分17秒4.31mの地点  
ソの地点 セの地点から337度45分57秒1.02mの地点  
タの地点 ソの地点から67度35分57秒7.68mの地点  
チの地点 タの地点から337度15分20秒1.39mの地点  
ツの地点 チの地点から67度35分06秒2.44mの地点  
テの地点 ツの地点から67度35分06秒5.56mの地点  
トの地点 テの地点から68度42分09秒15.44mの地点  
ナの地点 トの地点から72度01分54秒5.60mの地点  
ニの地点 ナの地点から170度20分49秒3.95mの地点  
又の地点 ニの地点から67度15分20秒3.95mの地点  
ネの地点 又の地点から350度18分43秒4.14mの地点  
ノの地点 ネの地点から62度57分36秒15.03mの地点  
ハの地点 ノの地点から65度14分05秒14.07mの地点  
ヒの地点 ハの地点から157度15分30秒13.66mの地点  
フの地点 ヒの地点から247度15分19秒14.06mの地点  
への地点 フの地点から241度07分13秒16.34mの地点  
ホの地点 への地点から245度31分58秒3.76mの地点  
マの地点 ホの地点から232度48分22秒4.71mの地点  
ミの地点 マの地点から248度34分21秒15.44mの地点  
ムの地点 ミの地点から245度22分14秒5.56mの地点  
メの地点 ムの地点から246度42分28秒14.44mの地点  
モの地点 メの地点から244度59分34秒17.08mの地点  
ヤの地点 モの地点から247度58分40秒23.18mの地点  
ユの地点 ヤの地点から254度58分50秒13.66mの地点  
ヨの地点 ユの地点から246度23分36秒3.90mの地点  
ラの地点 ヨの地点から242度11分49秒2.72mの地点  
リの地点 ラの地点から254度11分09秒3.32mの地点  
ルの地点 リの地点から254度34分41秒4.00mの地点  
レの地点 ルの地点から252度11分14秒16.58mの地点  
アの地点 レの地点から257度38度04秒17.56mの地点

ウ 面積

2495平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願の年月日

平成16年 4月15日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、出雲土木建築事務所及び平田市役所

島根県告示第572号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年 5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 道路の位置  
江津市浅利町2139番の一部、同2134番の一部、同2137番1の一部
- 2 道路の幅員  
4.0メートル
- 3 道路の延長  
22.3メートル
- 4 位置標示方法  
別紙図面図示位置に、金属鉄及びコンクリート杭を設置して標示する。
- 5 指定の年月日及び番号  
平成16年 5月14日 第 8 号

備考

別紙図面は、浜田土木建築事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は浜田土木建築事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成16年 5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 路線名  
シビックセンター線
- 2 道路の位置  
江津市嘉久志町イ1228番1の一部、同 江津町1016番4の一部
- 3 道路の幅員  
18.0メートル
- 4 道路の延長  
309メートル
- 5 指定の年月日及び番号  
平成16年 5月17日 第 5 号

訓 令

島根県訓令第10号

地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局  
島 根 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局  
隠 岐 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年 5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

別表の1の表48の項対象職員の欄中「、土木事務所」を削り、「浄化センター」を「宍道湖流域下水道管理事務所」に改め、同表49の項対象職員の欄中「浄化センター」を「宍道湖流域下水道管理事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年 5月25日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 5月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しまね電子化支援センター

3 代表者の氏名

永瀬 榮

4 主たる事務所の所在地

松江市浜佐田町939番 3

5 定款に記載された目的

この法人は、県内の行政機関及び建設関連に携わる企業及び団体・個人に対して、C A L S / I Tに関する普及・啓発活動として、セミナー等の開催や各種情報の電子化及びI T化促進に関する事業を行い、更なる情報化に寄与すると共に雇用機会の増大を図り地域経済の活性化と、より高度な住民サービスが提供される社会の構築を目指すことを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定により、平成16年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成16年 5月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

平成16年 7月23日（金）午前 9 時30分から午後 0 時10分まで

2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地 1 松江合同庁舎

大田会場 大田市長久町長久八 7 番地 1 大田集合庁舎

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎

3 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

5 受験願書の請求先

住所地を管轄する健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690 - 0887松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

6 受験願書の受付期間

平成16年 6月 1 日（火）から同年 6月15日（火）まで

なお、郵送の場合は、6月15日付けの消印のあるものまでを有効とする。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する健康福祉センター（隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局）へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること）正副 2 通

(2) 写真（出願前 6 月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルのもの）を、受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第 2 号様式によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。



なお、納付された受験手数料は返還しない。

10 合格者の発表

平成16年 8月31日(火)に島根県庁前の掲示板、隠岐支庁及び各健康福祉センターに掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

この試験についての問い合わせは、最寄りの健康福祉センター(隠岐郡については隠岐支庁健康福祉局)又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ(電話(松江)22-5259)にすること。

---

## 島 根 県 公 営 企 業 訓 令

---

島根県公営企業訓令第 1 号

本 局  
西部事務所

木都賀ダム操作規程(昭和52年島根県公営企業訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成16年 5月25日

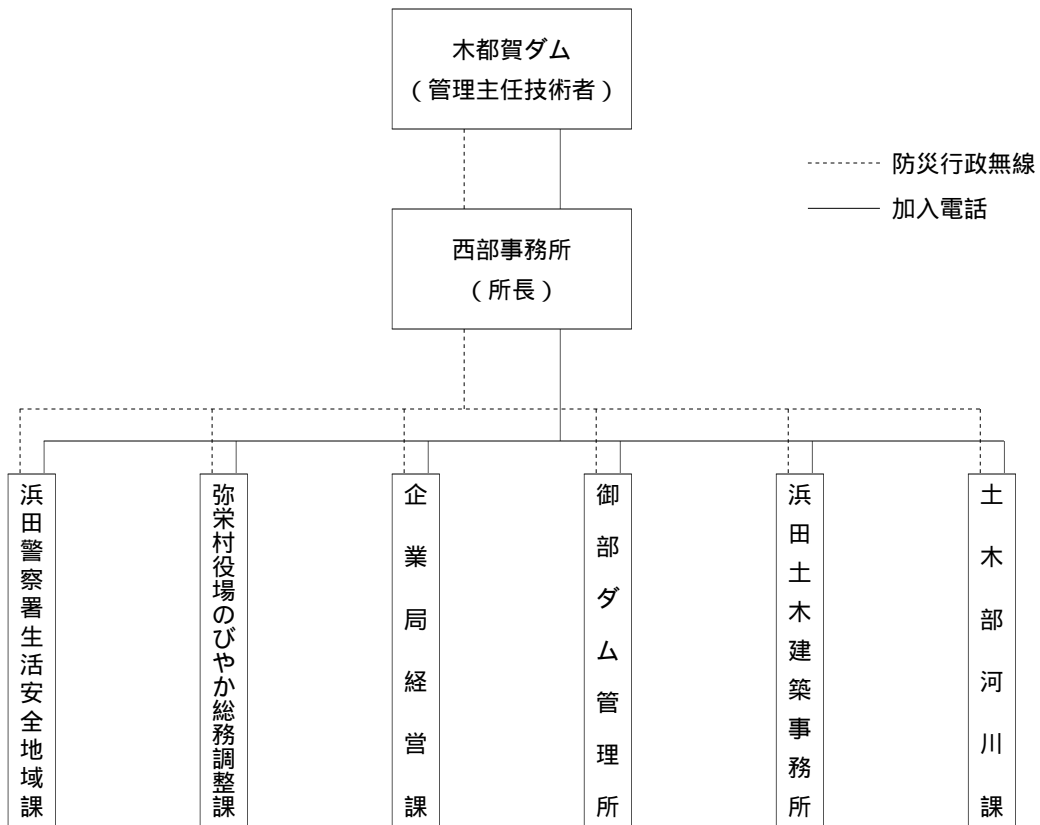
島根県知事 澄 田 信 義

別表第 1 及び通信系統図を次のように改める。

別表第1 (第14条、第19条又は第20条第4号関係)

通知の相手方		通知の方法	
名称	担当機関の名称	加入電話	防災行政無線
島根県知事	土木部河川課	○	○
同上	浜田土木建築事務所総務グループ		
同上	御部ダム管理所		
同上	企業局経営課		
弥栄村長	弥栄村役場のびやか総務調整課		
島根県浜田警察署長	浜田警察署生活安全地域課		

通 信 系 統 図



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。